

1 景観計画策定の背景と目的

(1) 景観計画策定の背景

我が国のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や機能が優先され、美しさへの配慮が欠けてきた現状があります。しかしながら、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体においては、景観条例の制定を始めとした様々な取組がなされてきました。

本市においては、「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定し、体系的・計画的に景観施策を展開するとともに、景観形成に係る規制・誘導については、地域のまちづくりのルールを定める「地区計画制度」の活用をはじめ、屋外広告物の規制や「大規模建築物等景観形成届出制度」など、条例や要綱に基づき実施してきました。

また、国において景観法が施行（2005（平成17）年6月）され、法に裏づけされた良好な景観形成[※]に関する規制・誘導の実現が可能となったことから、本市では「宇都宮市景観計画」を策定（2007（平成19）年9月）し、魅力的な景観の形成に向けて取り組んできたところです。

そのような中、国においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」において「景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上」が主要施策のひとつに位置付けられたことを受け、2017（平成29）年度には「景観まちづくり刷新支援事業」を創設し、地域の景観資源を活かしたまちづくりを推進しています。また、本市においては、「第6次宇都宮市総合計画」及び「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」等が目指す将来のまちづくりとの整合を図りながら、「宇都宮市立地適正化計画」及び「市街化調整区域の整備及び保全の方針」による都市機能が集積した地域拠点等の形成や、基幹公共交通であるLRT[※]整備に伴う新たな街並みの形成、観光拠点である大谷地域における地域振興及び日本遺産・重要文化的景観に係る歴史・文化を活かしたまちづくりの推進など、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいるところであり、本市の都市景観形成を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応が求められています。

本市において魅力ある景観形成が、都市の風格と魅力の創出、さらには市民や来訪者の快適性を高めるために大きな役割を担うことから、景観法の制度を積極的に活用し、市民、事業者、市が一体となって、景観に配慮したまちづくりを推進していくことが必要となっています。

そこで、本計画について、景観関連計画との統合を図り、また上位・関連計画のまちづくり方針との連携を図りながら改定し、本市の良好な景観形成の実現に向けて、各種施策事業と連携した、都市の魅力をさらに高める景観づくりを計画的・効果的に推進してまいります。

※ 景観形成とは...

自然景観や歴史的・文化的景観など、本市独自の魅力ある景観を守り、育て、創ることをいう。

※ LRT（Light Rail Transit）とは...

最新技術を反映した路面電車による軌道系交通システムのことで、定時性や速達性、低床式車両の活用や停留場の改良による乗降の容易性、路線バス等の他の交通機関との連携などの面で優れた特徴を有します。

(2) 景観計画の目的

本計画は、自然、歴史、文化、人々の生活の営みなどの、市民共有の豊かな景観資源を再認識した上で、魅力的な景観の保全と創出の実現に向けて、景観法の基本理念*を踏まえながら、市民、事業者、市が「景観」を通じたまちづくりに、適切な役割分担のもとで一体的に取り組むための景観形成における総合的な指針となるものです。

本計画に基づき、本市独自の景観を保全、活用、創出することで、市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進し、市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資することを目的とします。

<参考> 景観法（第2条関係）

（基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(3) 景観計画の位置付け

ア 景観法第8条第1項の規定に基づく「良好な景観の形成に関する計画」として策定します。

イ 都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など、関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的・横断的な施策の推進に取り組みます。

ウ 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する」を実現するための計画であり、都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との整合・連携を図ります。

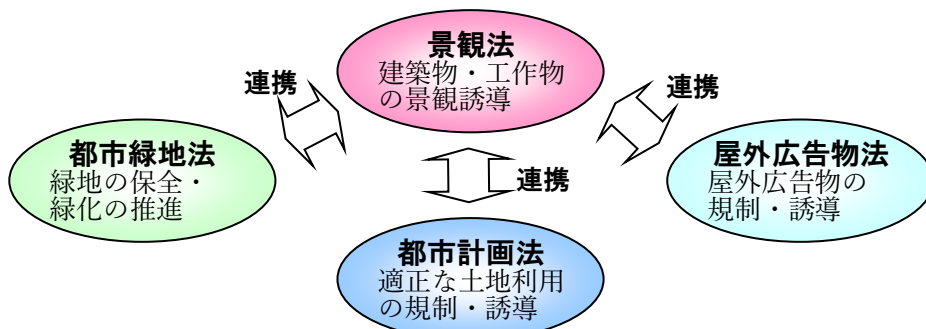


図1 関係法令関連図

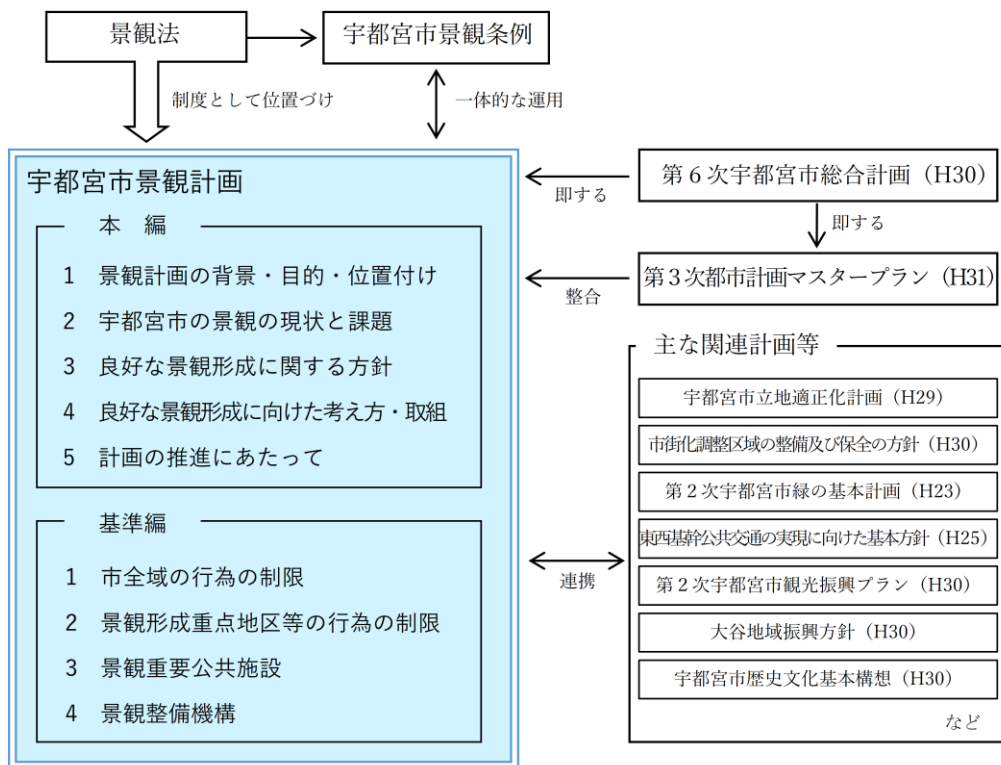


図2 景観計画の位置付け

(4) 計画期間

2019（平成31）年度から2028（令和10）年度までの10年間とし、「第3次都市計画マスタープラン」が見通す2037（令和19）年度を見据えた計画とします。

(5) 景観計画の対象区域

本市では、1991(平成3)年に「宇都宮市都市景観基本計画」を、2001(平成13)年には「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定するとともに、2007(平成19)年には、景観法に基づき「宇都宮市景観計画」を策定するなど、全市域を対象とした本市の魅力ある景観の創造に向け取り組んできたところです。また本市では現在、LRT整備や、ネットワーク型コンパクトシティの形成、地域資源である大谷石を活かした取組など、様々な景観形成や景観に関する施策事業が市全域で実施されています。

そのため、今後も引き続き、景観形成の取組を継続させ、宇都宮をさらに个性的で魅力ある都市に育て、次世代に引き継ぐため、宇都宮市全域を、景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画の区域とします。

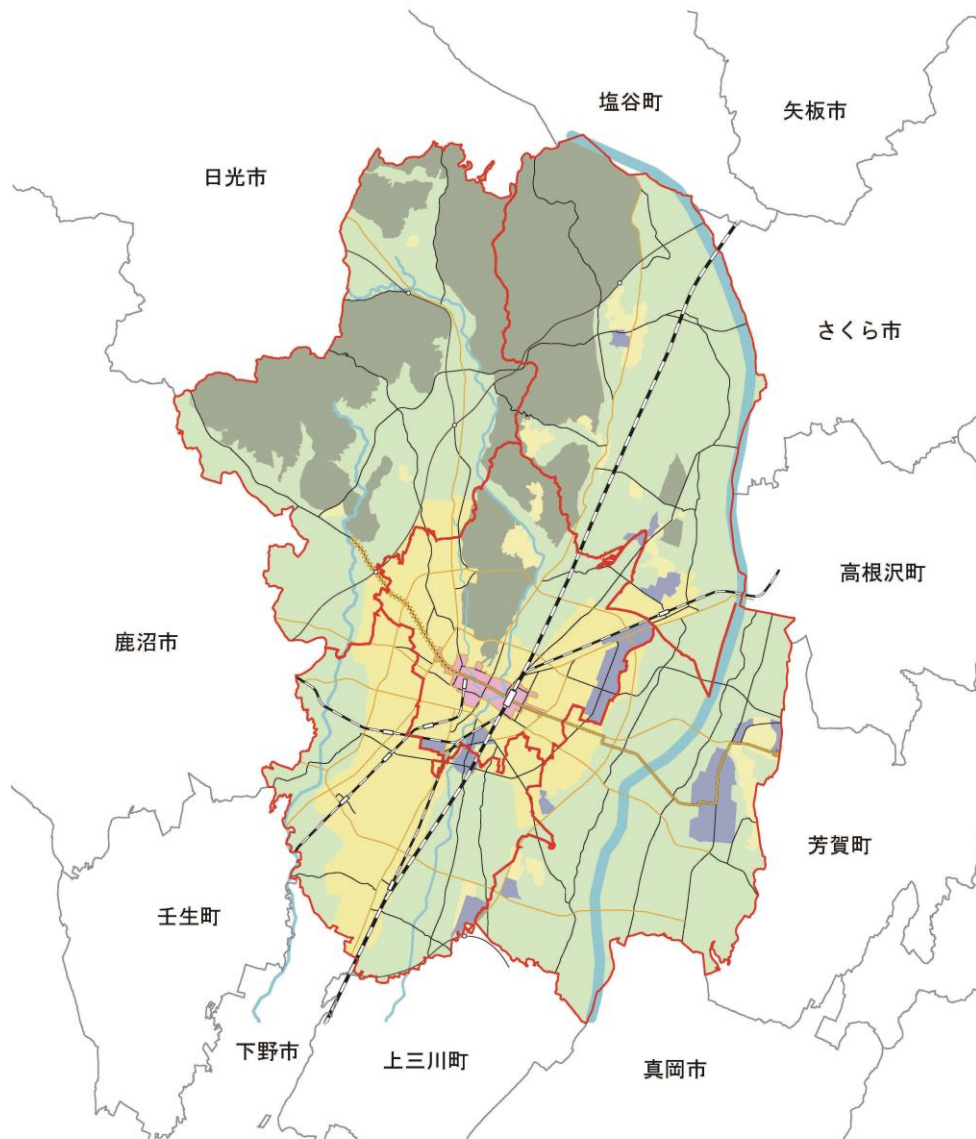


図3 景観計画区域図

(6) 景観計画の構成

1) 景観計画の構成

「第1章 景観計画の背景・目的・位置付け」から「第5章 計画の推進にあたって」までの5つの章からなる計画書本編と、市全域や景観形成重点地区等における「行為の制限」や、景観法に基づき良好な景観形成に取り組む主体として指定した「景観整備機構」などの具体的な事項をまとめた基準編により構成しています。

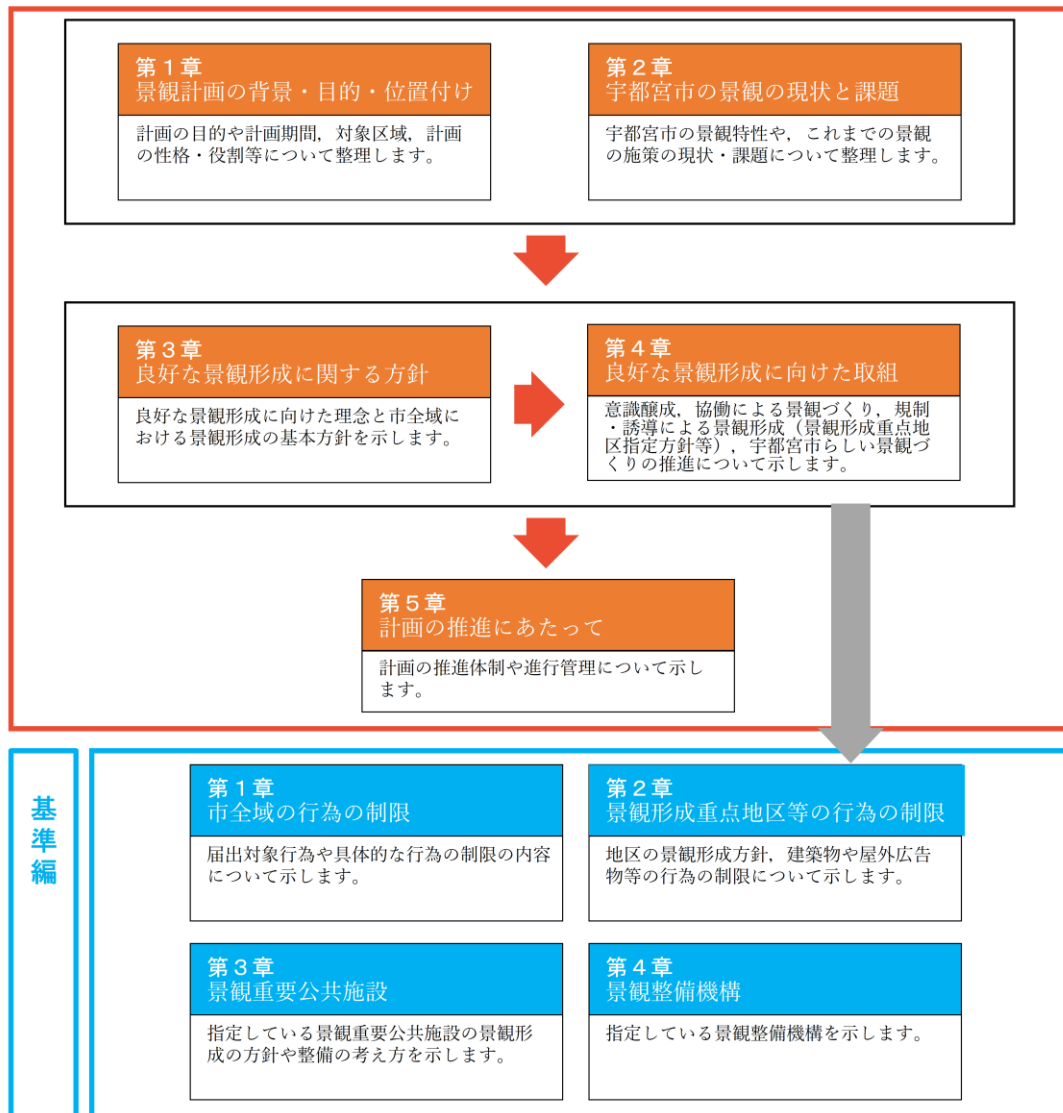


図4 景観計画の構成

2) 景観計画に定める事項

景観法では、景観計画に次の項目を定めることになっており、本市では以下のうち①から⑥について定めています。

<景観計画において定める項目（景観法第8条，第16条関係）>

必須事項	<p>① 景観計画区域</p> <p>② 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">必要に応じて定める項目</td> <td style="padding: 5px;"> <p>(届出の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築，増築，改築，外観の変更など ・ 工作物の新設，増築，改築，外観の変更など ・ 都市計画法上の開発行為 <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又は工作物の形態，意匠，色彩の制限 ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度，最低限度 ・ 壁面の位置の制限，敷地面積の最低限度 </td> </tr> </table> <p>③ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</p>	必要に応じて定める項目	<p>(届出の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築，増築，改築，外観の変更など ・ 工作物の新設，増築，改築，外観の変更など ・ 都市計画法上の開発行為 <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又は工作物の形態，意匠，色彩の制限 ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度，最低限度 ・ 壁面の位置の制限，敷地面積の最低限度 	宇都宮市景観計画
	必要に応じて定める項目	<p>(届出の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築，増築，改築，外観の変更など ・ 工作物の新設，増築，改築，外観の変更など ・ 都市計画法上の開発行為 <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物又は工作物の形態，意匠，色彩の制限 ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度，最低限度 ・ 壁面の位置の制限，敷地面積の最低限度 		
<p>④ 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針</p>				
望ましい事項 定めることが	<p>⑤ 屋外広告物の表示・掲出に係る行為の制限に関する事項</p> <p>⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項</p>			
選択事項	<p>⑦ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>⑧ 自然公園法の許可の基準</p>			

2 景観計画の性格と役割

(1) 景観計画の性格

景観計画は、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画で、良好な景観形成に関する方針を定め、建築物や工作物等に対して、届出・勧告などの緩やかな規制を行うものです。また、都市計画法や屋外広告物法などのそれぞれの領域に対して、横断・連携による良好な景観形成への取組が可能となります。

(2) 景観計画の役割

本計画は、景観法に基づき、2007（平成 19）年に策定した「宇都宮市景観計画」と、景観法制定以前から、本市独自に景観行政を推進してきた「宇都宮市都市景観基本計画」等の関連計画を統合したもので、景観法に掲げた基本理念を踏まえながら、本市における景観形成の基本的な方針や、新たな施策展開を示した計画です。

また、景観法による様々な制度を有効に活用しながら、策定後も景観を取り巻く社会情勢の変化や地域の景観特性に的確に対応するため、計画期間を設け、適切な進行管理のもと、本計画の着実な推進を図ります。

さらには、本計画の策定における透明性の確保や本市独自の景観施策を実行するため、景観条例との一体的運用を図ってまいります。

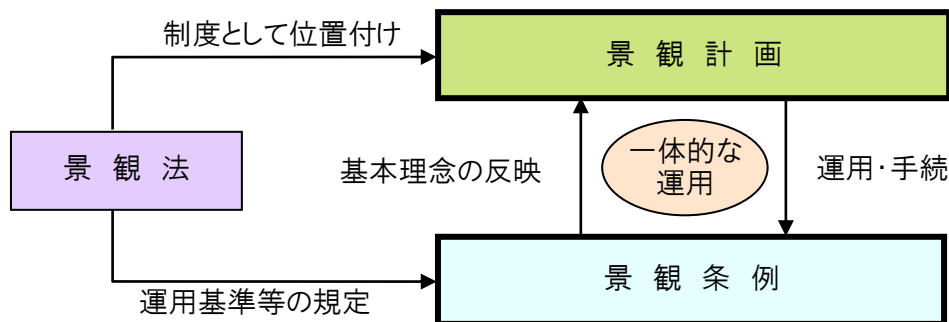


図5 景観計画と景観条例の関連図

1) 景観形成を進めるためのガイドライン

本計画は、継続性のある本市の良好な景観形成に向けて、今後の景観施策の重要な柱となるものであり、都市の風格と自然環境への配慮や各種まちづくりの総合調整、大谷石建築物などの本市固有の景観資源の保全・活用など、大きな役割を担うものです。

そのため、景観形成の第1ステップとして市全体の景観形成の方向性を示し、ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成や中心市街地活性化、LRT等の公共交通ネットワーク形成、大谷地域における地域振興や観光振興など、本市における各種まちづくりや施策事業との整合を図り、これまで以上に実効性を持たせた景観形成に関するガイドラインとして、魅力ある景観形成を進めるための計画とします。

2) 重点的な景観形成施策の展開

LRT沿線や大谷地域など、新たな宇都宮の街のイメージとなる地域等において、重点的な景観形成に取り組んでいくこととします。

そのためには、市民や来訪者にとってより実感ができるよう景観形成を進める必要があるため、市民の自発的な景観形成が進められるよう支援、誘導しながら景観づくりに取り組んでいきます。

また、本市ならではの街並み景観を形成している大谷石建築物等の保全・活用に取り組むなど、宇都宮らしい景観の保全・創出に努めるものとします。

3) 市民，事業者，市の意識共有による景観形成

景観は、人々の生活様式や美意識が反映され、また、各々の主体的な取組によって創り出されることから、個性と魅力ある景観はそれらを尊重し、全体として調和のある景観形成を長期的視点に立って進めていくことが求められます。

このため、市民，事業者，市が、地域の景観に対する共通認識を深め、各々が果たすべき役割を担い、対等のパートナーとして協働しながら一体となって景観形成に努めることで、調和が図られた、後世に伝えるべき、宇都宮らしい景観形成が図られることとなります。それによって、市民のみならず、来訪者、ひいては全国に誇れる宇都宮らしい景観の創出につながります。

本計画は、各主体が共有する目標を掲げ、市民や事業者，市の目指すべき方向を示すことにより、各主体がともに行動して目標の実現を目指す計画とします。